

<表1>

SEA指令案に対するEUメンバー諸国の立場

実施状況 / 法整備状況

SEA指令案に対する見解

<p>オーストリア</p>	<p>実施：限定的。任意 範囲：部門別政策（エネルギー、運輸・交通）、土地利用プログラム及び計画、全欧ネットワーク予備的研究</p>	<p>利点：環境問題、住民参加の問題に関して最低限の基準を設定、計画策定のプロセスにおける環境問題への配慮が確実になる、柔軟な制度で既存の計画策定手続きに統合が可能。 欠点：範囲が不適切、環境に配慮した計画とするための質の基準が欠如、SEAとEIAの間の連携が図られていない。</p>
<p>ベルギー</p>	<p>実施：限定的。EIA法 範囲：部門別計画（廃棄物、レクリエーション、区画整理）と土地利用計画（都市と地域）</p>	<p>利点：責任機関に環境評価の結果を考慮する動機が生まれる。 欠点：EIAとSEAの間の連携が欠如。</p>
<p>デンマーク</p>	<p>実施：適正。1993年内閣回覧、1993年ガイドライン 範囲：法案その他の政府提案、地域計画その他の議会提出計画及びプログラム</p>	<p>利点：政策、計画及びプログラムの決定にSEAを組込むことへの一歩 欠点：範囲が狭すぎ、政策レベルや全体としての意思決定への統合が行われていない。</p>
<p>フィンランド</p>	<p>実施：限定的。EIA法及び様々なフィンランド国内法の一部、1998年ガイドライン 範囲：政府法案、行動計画及び経済戦略、地域的・総合的かつ詳細な物理的計画、廃棄物・林業・水に関する計画及びプログラム</p>	<p>利点：環境アセスメントの適用範囲の拡大。 欠点：都市・国土計画・プログラムに限定されるので小さな一歩でしかない。意思決定プロセスの定義や開発の同意、また、特性、規模、実施場所、運用条件などにおいても同様に範囲が限定。SEA原則について全欧レベルでの合意が得られる必要あり。</p>
<p>フランス</p>	<p>実施：適正。1993年に「事業群」が対象、法制度およびガイドラインの立案 範囲：運輸・交通、鉱業、水資源開発、廃棄物、エネルギー計画、都市計画、地域計画</p>	<p>利点：計画とプログラムの範囲が限定。 欠点：任意から義務への移行。この制度の重要性と透明性の強調の必要。対比される代替案の不足。研究内容、フォローアップ、モニタリングの方法論に問題。外部専門家の参加必要。</p>

ドイツ	<p>実施：妥当。EIA法 範囲：建築制度と都市計画。保護区に影響の及ぶ場合の地方および国家レベルでの計画</p>	<p>利点：計画制度がある場合のメンバー諸国における法的条件の調整。環境情報と意思決定の正当性との関係を明確化。 欠点：メンバー諸国には計画制度を導入する義務がない。都市計画・国土計画の概念は国によってその意味するところが異なる。計画の範囲、タイプ、修正の度合が不明確。EIAとの連携が欠如。現行の計画制度に必ずしも統合されない（中止など）。方法の欠如。メンバー国はほぼすべての計画が影響を受ける</p>
ギリシャ	<p>実施：限定的。任意または欧州基準に準拠 範囲：土地利用計画・プログラム（特に構造基金の適用）</p>	<p>利点：累積影響の評価。 欠点：事業、プログラム、計画の区別とEIA、SEAの必要性の決定。SEAの内容決定。</p>
アイルランド	<p>実施：限定的。任意または欧州基準に準拠 範囲：土地利用開発計画。廃棄物管理計画。地域開発計画。構造基金の適用。</p>	<p>利点：現行の計画システムおよび意思決定構造への統合。 欠点：特筆すべきことはない。</p>
イタリア	<p>実施：限定的。任意 範囲：土地利用計画。運輸・交通、水資源開発計画</p>	<p>利点：討議の場ができた。 欠点：特筆すべきことはない。</p>
ルクセンブルク	<p>情報が得られず。</p>	<p>利点：情報が得られず。 欠点：情報が得られず。</p>
オランダ	<p>実施：積極的に適用。EIA法および環境テスト手続き 範囲：規則、土地利用、部門別計画及びプログラム（廃棄物管理、エネルギー、運輸・交通）</p>	<p>利点：良好な反応 欠点：政策と計画との手続間の柔軟性が必要。経験不足のため実施に困難が生じる可能性あり。</p>
ノルウェー	<p>実施：限定的。SEAに関する行政命令 範囲：運輸・交通及びエネルギー部門の計画・プログラム。土地利用計画</p>	<p>利点：環境問題に対する配慮を意思決定プロセスに統合する一歩。手続きの提案。オープンで透明な意思決定プロセス。住民の参加 欠点：範囲。対象となる計画やプログラムの性質を性格に定義することが困難。政策が対象となっていない。</p>
ポルトガル	<p>実施：限定的。任意または欧州基準に準拠 範囲：構造基金への提案。新国際空港プログラム。林業持続可能な開発計画</p>	<p>利点：情報が得られず。 欠点：情報が得られず。</p>

スウェーデン	<p>実施：限定的。様々なスウェーデン国内法の一部 範囲：交通、エネルギー部門の計画。森林、住宅、水資源管理計画。地方公共団体の具体的な計画</p>	<p>利点：当評価ツールを必要とするレベルで、利用する必要性が明確化。 欠点：事業の指令に似すぎていること。</p>
スペイン	<p>実施：限定的。任意 範囲：地域・都市計画</p>	<p>利点：指令採択に問題なし。 欠点：情報が得られず。</p>
イギリス	<p>実施：積極的に適用。任意、1991、1993、1998年の政府の指針による。 範囲：政府レベルの新政策案。地域及び部門別計画。地方公共団体の開発計画</p>	<p>利点：SEAが実施されていない、又は限定されている場合にSEAの導入を義務付ける。必要とされる基準を設定する。事業の環境影響評価の限界を正し、住民の意見を聞く必要性を認識させ、アセスメントに関する情報を利用可能なものとする。 欠点：範囲が適正でない。規格にあてはめすぎる。手続きが繁雑すぎる。持続可能な開発に向けての環境アセスメントにはならない。</p>